

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	<p>米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」(以下「総合センター」という。)</p> <p>なお、総合センター内には、米子市保健センター(以下「保健センター」という。)及び米子市老人福祉センター(以下「老人センター」という。)を併設する。</p>
(2) 所在地	米子市錦町一丁目139番地3
(3) 構造	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造り</p> <p>地下1階地上4階、一部6階建て</p>
(4) 敷地面積	17,772.61平方メートル
(5) 建築面積	7,799.42平方メートル
(6) 開館日	平成8年11月1日
(7) 主な施設内容	<p>ア 総合センター</p> <p>大会議室(平土間式約150席)、事務室、障がい者活動室、ボランティアセンター、福祉団体活動室、作品展示コーナー、中会議室(定員150名)、研修室1、駐車場(147台収容)等</p> <p>イ 保健センター</p> <p>運動指導室、栄養指導室、保健指導室等</p> <p>ウ 老人センター</p> <p>教養娯楽室、浴室、工芸室等</p> <p>※別添の「米子市福祉保健総合センター平面図」参照</p> <p>※浴室については、休止しており、時期未定で廃止する。</p>
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	<p>ア 総合センターは、市民の福祉及び保健の総合的推進並びに民間福祉活動の推進を図るため設置されている。</p> <p>イ 保健センターは、市民の健康衛生の向上及び健康の増進を図るため設置されている。</p> <p>ウ 老人センターは、老人の福祉の増進を図るため設置されている。</p> <p>市の総合計画では、市の将来像「住んで楽しいまち よなご」を実現するため、近年の社会情勢と地域特性から見える課題を踏まえ整理したまちづくりの考え方により、市政の柱となるまちづくりの基本目標を掲げている。総合センター、保健センター及び老人センター(以下「総合センター等」という。)は、次の基本目標実現に向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主役・共生のまちづくり ・教育・子育てのまちづくり ・スポーツ健康まちづくり

(申請10)

<p>(9) 施設の現状</p>	<p>総合センターは、複数の機能を有する集合施設として、高齢者の生きがい対策、市民の健康衛生の向上及び健康増進並びにボランティア団体の活動支援等の拠点として活用されている。</p> <p>また、市の庁舎再編に伴い市の事務室が移転しており、約230人の行政職員が勤務している。</p>
<p>(10) 施設の運営状況（令和6年度）の概要</p>	<p>ア 使用許可件数2,165件 イ 利用者数49,555人 ウ 使用料収入額906千円 エ 主な自主事業（老人センターに限る。） （ア）陶芸教室 （イ）木彫教室 （ウ）書道教室 オ 管理運営費（支出額の合計）87,332千円 ※P4「令和6年度米子市福祉保健総合センター等運営状況」参照</p>

(申請 10)

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として管理責任者1人を、これを補佐する者として副管理責任者1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市福祉保健総合センター運営委員会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、総合センター使用料及びその他の収入によって賄うものとする。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、総合センター等の管理業務を開始する日までに、市及び旭ビル管理株式会社から事務引継ぎを受けなければならない。

イ 指定管理者は、総合センター等の管理業務の処理に当たり、総合センター等の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力に努めなければならない。

ウ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、総合センターの施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。